

15:00 終

目子保第195号
令和2年4月8日

4月入所者の皆様へ

目黒区子育て支援部

保育課長 大塚 浩司

(公印省略)

保育施設入所に伴う育児休業の復職時期の再延長について

日頃より、目黒区の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

育児休業を取得されている保護者の方におかれましては、令和2年3月12日付け目子保第13511号にて、育児休業の復職時期を延長する取り扱いについてご案内させていただいたところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご家庭で保育が可能な方につきましては、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いしておりますが、都内感染者が急増している状況の中、令和2年4月7日に内閣総理大臣より「緊急事態宣言」が発表されました。

それに伴い、育児休業の復職時期を下記のとおり再延長することと致します。

なお、本通知は入所のお申し込み時点で育児休業を取得されている方(取得予定の方も含みます)を対象に送付しています。既に復職されている等、本通知が不要の方につきましても送付しておりますことをご容赦ください。

記

1 入所に伴う育児休業の復職時期

		復職時期	復職証明書提出期限
原則		4月30日(木)までに育児休業から復職	5月8日(金)まで
特例措置	延長	5月31日(日)までに育児休業から復職	6月10日(水)まで
	再延長	6月30日(火)までに育児休業から復職	7月10日(金)まで

2 手続き

(1) 復職証明書の提出について

上記1の「特例措置」の適用を受けるにあたり手続きは特に必要ありませんが、復職時期を延長した場合は、上記1の表にあるとおり、復職時期に応じた提出期限までに保育課保育施設利用係あてに提出するようお願いいたします。

(2) 休所届の提出について

復職時期の延長により、保育施設を休所する場合は、必ず保育施設に連絡するようお願いいたします。既に休所届を提出し、休所期間に変更がない場合は保育施設への連絡は不要です。

休所期間は原則二か月間を限度としておりますが、目黒区では認可保育施設に対して3月10日から5月6日まで登園自粛にご協力いただいていることを鑑み、登園自粛期間を除く一か月以上の休所をされる場合には、同封した休所届を保育施設に提出する必要があります。原則、休所が可能な期間は育児休業から復職するまでの期間です。

- 例
- | | | |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 4月1日から5月6日まで休所 | → | 登園自粛期間の休所のため休所届の提出は不要 |
| 4月1日から6月29日まで休所 | → | 登園自粛期間を除く休所期間が一か月以上のため休所届の提出が必要 |

(裏面もあります。)

(3) 休所期間における保育料の取り扱いについて

登園自粛等により一日でも欠席された場合の令和2年3月から5月分の保育料及び区立保育園の延長保育料については、月を単位に日割り計算による減額を行います(※登園した日は延長利用の有無にかかわらず、延長保育料の日割りの対象とはなりません)。また、登園自粛により一日も保育施設を利用しない場合は、当該月の保育料を免除します。計算方法等の詳細は、下記のとおりです。

ア 欠席日数の把握について

保育園を通じて登園自粛による欠席日数を確認します。

※登園自粛による減額・免除の適用を受けるにあたり保護者の手続きは特に必要ありません。

イ 減額・免除する保育料の算出方法

【減額】月額保育料×その月の登園自粛等により欠席した日数÷25

【免除】当該月の月額保育料を全額免除

※登園自粛期間と里帰り出産や児童の病気による休所期間が重複する場合の減額・免除の取扱については個別に計算し、金額がより低くなる算出方法を適用します。

ウ 保育料の還付方法

令和2年4月、5月分の保育料は通常通り徴収し、減額・免除分については6月以降の保育料に充当します。4月以降に保育料が生じない方については、後日還付に関する通知をお送りします。

また、地域型保育事業(小規模保育及び事業所内保育等)をご利用の場合も同様ですが、保育料の徴収は施設で行うため、還付方法等は施設にお問い合わせください。

区外から通園している方は、在住の自治体との協議により保育料の取扱いを決定する予定です。

3 その他

上のお子さまが認可保育施設に在所している場合の下のお子さまの育児休業取得可能期間につきましても、下表のとおり取り扱いと致します。

		育児休業取得可能期間
原則		下のお子さまが1歳に達する年度の翌年度4月末まで
特例措置	延長	下のお子さまが1歳に達する年度の翌年度5月末まで
	再延長	下のお子さまが1歳に達する年度の翌年度6月末まで

以 上

お問い合わせ先

○育児休業の復職時期及び休所期間に関すること

保育課保育施設利用係

TEL 03-5722-9868~9(直通)

○保育料に関すること

保育課保育施設運営係

TEL 03-5722-8722(直通)